

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための 県立学校における在宅教育の実施について

令和2年4月10日
奈良県教育委員会

本日までの全国的(特に近隣府県での)な感染者の大幅な増加傾向の下、本県においても嚴重な警戒が必要となっています。

このような中、通学時における感染防止、医療的ケアが必要な幼児児童生徒や基礎疾患をもっている幼児児童生徒の感染防止などを図りつつ、各学校が編成した教育課程を踏まえた教育を行うため、県立学校において在宅教育を実施します。

なお、この在宅教育の取組を着実に進めることは、感染症対策としての役割だけでなく、遠隔教育やオンライン学習など、時代に即した教育手法の導入・普及に資するものと考えます。

1 県立学校における在宅教育とは

(1) 県立学校における在宅教育

各学校が編成した教育課程を踏まえて、「生徒等が在宅を基本として、必要な支援を受けながら学習に取り組み、生徒自らが学習の状況を評価し、学習目標の達成を目指すための教育」(＝「在宅教育」)を実施します。

(2) 在宅教育を実施する学校

すべての県立学校(中学校1校、高等学校34校、特別支援学校10校)

(3) 在宅教育を実施する期間

令和2年4月13日(月)から同年5月1日(金)までとします。

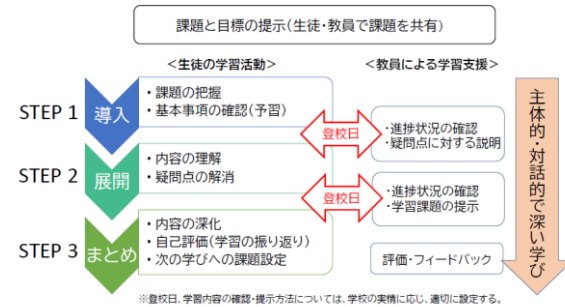
在宅教育は、各教科・科目において教科書の単元など内容のまとめりごとに「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、原則として3週間を単位とする期間を定め実施します。期間の終了・延長に関しては、感染者の状況などの情勢を踏まえて、適時に判断します。

2 在宅教育の実際

(1) 指導内容

中学校・高等学校・特別支援学校の各教科、自立活動、特別活動(ホームルーム活動など)や人権教育など、幅広い分野において指導を行います。

(2) 基本的な指導の流れ



(3) 在宅教育の特徴

- ・教科書の内容を中心とした学習
- ・生徒の自己評価を重視
※生徒の自主性を最重視
- ・動画配信などオンラインの積極的利用を検討
※オンライン上でのホームルームの実施、オンライン相談など、オンラインの利点を最大限に活用
- ・学習の記録をもとに在宅での学習の学習評価を実施

※指導事例を掲載した「県立学校における在宅教育に関するガイドライン」(中学・高等学校編、特別支援学校編)を作成し、各学校に配布。